

総務常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和3年2月17日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和3年2月17日（水）午前10時38分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
 - 1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君
 - 1 2 番 北川 勝義君 1 6 番 下山 哲司君 1 7 番 実盛 祥五君
 - 1 8 番 金谷 文則議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	前田 正之君
副 市 長	川島 明昌君	総合政策部長	安田 良一君
総 務 部 長	塩見 誠君	財 務 部 長	藤原 義昭君
会 計 管 理 者	中永 光一君	消 防 長	井元 官史君
秘書広報課長	小引 千賀君	政策推進課長	花谷 晋一君
総 務 課 長	小坂 憲広君	くらし安全課長	岡本 和典君
財 政 課 長	和田美紀子君	管 財 課 長	戸川 邦彦君
税 務 課 長	光田 尚人君	消防総務課長	檜原 秀幸君
通信指令室長	納所 浩典君		
- 7 事務局職員出席者

議会事務局長	元宗 昭二君	主 事	松尾 康平君
--------	--------	-----	--------
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第1号 赤磐市職員定数条例の一部を改正する条例
 - 2) 議第2号 赤磐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 3) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（佐藤 武君） おはようございます。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

まず、冒頭に議長から報告がありますので、議長、よろしくをお願いします。

○議長（金谷文則君） じゃあ、皆さん、会議の前ですが、大変重要なことですのでちょっとお知らせをしたいと思います。

実は、ある会議所のほうから、赤磐市議会議員選挙に向けての立会い、オンラインでの演説会に参加したらどうかという御案内が、各議員さんのほうに行ってるようでございます。私のところにも来まして、それを確認しましたら、その日にちが3月13日という、まだ選挙の告示前のときに選挙活動というのはしてはならないことになっておりますので、もしそういうものがありましたときには御自分で御判断をいただいて、公職選挙法違反にならないような形でいろいろお考えをいただきたいと。いろいろ趣旨はあって、皆さんの気持ちを赤磐市民に伝えるのに最適であろうという趣旨であろうと解釈はするんですが、法律にのっとった形で現職の議員たちはやるべきであろうと思いますので、こういうことで何かにつまづきがあっても困りますので、事前に御案内申し上げます。よろしく御理解をお願いします。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。委員の皆さん、ぜひとも御注意ください。特にありますか。

○委員（北川勝義君） いいか。

○委員長（佐藤 武君） はい。この件に関してね。

○委員（北川勝義君） 参加不参加をファクスで送ってくれってなつとんじゃけど、できたら今議長が言うた赤磐市議会のほうからそういう何か言うていただきゃあええんじゃけどな。個々にせにゃあ、もう一々またそれも思うたんですけどね。どんなですか、そりゃあ不可能なんですか、事務局がするとか。事務局というたらおかしいかな。どんなですか。

○委員長（佐藤 武君） 議長。

○議長（金谷文則君） あくまで選挙へ出るか出んかというのが分かりませんので、個人の御判断ということになりますので、議会としては、私議長としてそういう話を聞いた以上は、公職選挙法に違反にならないようにお願いしますとしかこのところは言えませんが、御理解のほどよろしくをお願いします。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。議員さん個人で判断をお願いしたいということでよろしくをお願いします。

それでは、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は、皆さん大変に御多忙の中、総務常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。今年度最後の市議会、3月の定例会に提出しております条例案件2件を今回御審査いただくことになろうかと思えます。しっかりと審査いただき、適切なる御決定をいただけたらと思っております。その他について、今年度の事業の進捗状況及び報告案件、こういったものをお伝えしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議第1号赤磐市職員定数条例の一部を改正する条例及び議第2号赤磐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の2件についてであります。

それではまず、議第1号赤磐市職員定数条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） それでは、議第1号についての補足説明をさせていただきます。

赤磐市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表につきましては、1ページになります。

この条例改正につきましては、下水道事業について企業会計としたことに伴う職員定数の改正でございます。内容につきましては、市長部局の職員数を3人減の351人とし、上下水道企業職員、こちらのほうを3人増やしまして17人に変更するものでございます。定数の総数につきましては変更を行いません。部局の内訳を変更するものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。ただいま説明がありましたけれども、この議案について御質疑があればお願いします。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 人数のことは分かるんですが、上下水道というたら技術職になるんですか、その辺の説明をちょっとお願いしたい。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 一般職の者がほとんどで行っております。中に技術職の者がおる年もありますし、いない年もありますし、異動によって変わってまいります。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） ある程度水道法にしても下水道法にしても、技術職を置けえというあれがあるんじゃないかと思うんですが、その辺の縛りはどうなっとんのですか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 縛りについては、ちょっと私も知識不足なんですけど、今現在につきましては、経験者を特に置いております。それから、若手の職員につきましては、経験を積むために、一般職でありまして配置しておるところでございます。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 所管が違うから上下水道のあれは産建なんじゃけど、職員ということになれば、今から振り返ってみれば、旧町るときには、水道が普及する時代には、職員さんを研修で資格の取得にかなり送り込んだ記憶があるんですよ。だから、そういうことが現在はもう必要ないのか、それとも必要なじゃけどできとらんのか、その辺をお聞きしたいと。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 資格を取得している職員につきましては、規定の人数といいますか、配置しております。ちょっと人数につきましては、現在把握をしておりますが、何らかの規定があったと思います。その分につきましては、配置をしております。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） それじゃあ、規定どおりにはおるということでよろしいんですね。はい、分かりました。

○委員長（佐藤 武君） ほかに。

北川委員。

○委員（北川勝義君） 今のことは想定内のことで、市長部局のほうで人数の資格が要るとかというのはやられとると思うんで、当たり前でええと思うんですけど、ちょっとこれ定数の全体のことは今後の課題かもしれんのじゃけど、実際のところ351人は変わらんということの考えでいいということですね。どんなですか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 定数につきましては、現在こちらに……。

○委員（北川勝義君） 351人。

○総務課長（小坂憲広君） はい、351人であります。こちらについては、当面改正を行っておりません。不測の事態を想定して、余裕を持って条例定数を定めております。また、必要に応じて改正等を行う時期に参りましたら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） これと直接は関係ねえ、定数には関係ねえかもしれんですけど、農協のほうも、それから市役所でもどこもですけど、正規の職員が退職したらその後に任用付職員とか臨時職員とかで対応して、結果的には、どう言うていいのかな、この351人を例に取ったら351人おって、退職者が11人おったら340人の定数になるけど、10人削減したようには取れるんじゃない。結果的には、削減させても臨時職とか数をやっぱり同じように雇用しとると思うんじゃない。これは、じゃから何か職員が再雇用でどうこうとか臨時がどうこうというそこまでは踏み込んだ話じゃねえんじゃないけど、給料がやっぱり今、例えばの話が、よう分からんけど、30万円もらようたのが18万円になるとかなりますが、仕事はほぼほぼ同じような仕事、ほぼほぼというたらちょっとおかしいけど、やりようと思うんで、そこらのことをやっぱり。そのときになかなか定数の削減をしたりしても、再雇用やこうは認めてこれからも来てくれるんじゃないかなあとこののをちょっと思うたんよ、不安が。農協やこうじゃったら、また定数が足らんようになって、別に臨時を雇わにゃあおえんというのが出てきよんですよ。そこらはどんなかなあと、赤磐市の現状は今、再雇用とか臨時はすぐ来てくれるんか。退職した人ですよ、退職した人がどんなかもし分かれば、答えられる範囲で結構です。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 再任用につきましては、毎年行っております。その中で、来られる方、もう希望されない方、希望される方につきましては審査を行って、来ていただくような格好で対応しております。それから、会計年度任用職員になりますが、こちらも毎年度ですね、募集を行いまして、不足のあるところにつきましてはそれに対応を行っておるところでございます。

以上です。

○委員（北川勝義君） はい、よろしい。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） ほかにないようでございますので、議第1号についての質疑を終了いたします。

続きまして、議第2号赤磐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題

として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 続きまして、議第2号の補足説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、3ページになります。

この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症患者もしくはその疑いがある者に接して作業、またはこれに準ずる作業に従事した者に対しまして、1日当たり1,000円、長時間にわたり従事した場合につきましては1,500円になりますが、こちらの特殊勤務手当を支給するというものでございます。施行につきましては、令和2年4月3日から遡及の適用となっております。

補足説明につきましては以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑をお願いします。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 令和2年4月3日からの遡及適用ということなんで、遡及して今までにこの適用を受ける人はどれぐらいいるのか、御説明ください。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 今現在把握している方につきましては10人でございます。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

北川委員。

○委員（北川勝義君） 今、遡及で分かったんじゃないけど、1,000円、1,500円のことよく分かりましたけど、従事するというので、医師と看護師とか事務職、その振り分けはやっぱり一緒ですか。特殊勤務手当というから、医師も1,000円とか、全部一緒か、それを。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 医師、薬剤師につきましては、別の手当が出ております。看護師につきましては、そういう手当がございません。そちらに対しての今回の特殊勤務手当でございますので、医師、薬剤師に出ている手当とこれと合わせて出るということはございません。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 再度確認したら、要するに医師と薬剤師はもうほかに手当が出とるから出ないと、コロナとかどうかは関係なしに。コロナに関しては、看護師、それから受付か、または事務職か、だけに特殊手当が出るという考えでいいんですね。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 委員おっしゃるとおりでございます。医師及び薬剤師業務手当というのがその方々には出ております。そこで対象にならない方についての手当でございます。

以上です。

○委員（北川勝義君） よろしい。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○副委員長（大口浩志君） 2番のところの令和2年1月2からの括弧書きの中をあえて書いてある意図と、それからこれを書いてしまうと、よくマスコミとかで報道しておられる変異種とかを、全て中華人民共和国からWHOへ報告がなされているのかどうかも含めて、これがあつたら逆に困ったりするんじゃないのかなあと思ったりするんですけど、その辺のこの括弧書きの意図を教えてください。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） こちらにつきましては、もう現在国からこういう形で示されております。人事院から来ております。もうこちらに倣って同じような書きっぷりをしております。今後また変われば通知が来るようになると思いますので、またそのときに対応していけたらと考えております。

以上です。

○総務部長（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 塩見部長。

○総務部長（塩見 誠君） この括弧書きにつきましては、新型コロナウイルス感染症の定義を示したものでございまして、これは新型インフルエンザの特措法の中に、定義として新型コロナウイルス感染症はこういうものであるということで、法の中で定義したものをそのまま準用したものであるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） じゃあ、ちょっといいですか。委員長交代します。

〔委員長交代〕

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） まず、基本的な部分で、先ほど医師であるとか、看護師であるとか、薬剤師という具体的な役職が出たんですけれども、これを、私の確認不足かもしれませんけれども、具体的に職名によって一覧みたいなので分けているということですか。

○副委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（小坂憲広君） 副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 一覧というのが、誰が該当するかということですかね。

○委員長（佐藤 武君） そうです。

○総務課長（小坂憲広君） 今の想定です。看護師、それから消防本部の救急とかに従事する職員、今のところその想定なんですけど、今後状況によってはほかの関係の方も対象になってくる方が出てくるかも分かりませんが、現在の想定ですね、想定と実績があった者はその方々でございます。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） その対象を認定するのはどこがするんですか。それから、この資料の中で、作業に従事した日1日につき1,000円、括弧書きで長時間にわたり従事した場合は1,500円と書いているんですけれども、1日はどれぐらいか、8時間か、それから長時間というのがどれぐらいなのか、ちょっと2点お願いします。

○副委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（小坂憲広君） 副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 認定につきましては、こちらの想定しておるところにつきましては、例で示しますと、看護師さん、病院で陽性者に直接接触して従事したという場合も想定されます。それから、後で陽性者が分かったということも想定されます。これ救急とか、他の業務についても一緒でございます。陽性者に接触したということが分かれば、その時点での認定と考えております。

それから、長時間につきましては2時間以上。1,500円の長時間ですね、長時間にわたり従事した場合というのは1日2時間以上。こちら県とかに問合せをしまして、長時間とはどのぐらいかという目安を尋ねたところ、2時間という回答が返ってきておりますので、2時間で考えております。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） ごめんなさい、ちょっと理解がなかなかできないんですけど、1日が1,000円ですよ、2時間従事したら1,500円もらえる、じゃあ1,000円プラス1,500円がもら

えるということですか。

○総務課長（小坂憲広君） 副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 1日2時間以上ですね、というたら1,500円になります。1日2時間以内でしたら1,000円です。回数が何回でも全部足し上げて2時間以内で納まれば1,000円になりますし、1回でも2時間を超えれば1日当たり1,500円ということです。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） 対象の職種というか、それを認定する組織というか、市の組織としてはどこで認定するんですか。

○副委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（小坂憲広君） 副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） もしそういう場合が発生しましたら、まず総務課に連絡をいただいて、それに該当するかどうかこちらで判断できるものは判断しますし、分からないところがありましたら、県とか国とかに尋ねて対応していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） よろしいですか。

○委員長（佐藤 武君） 結構です。じゃあ、代わります。

〔委員長交代〕

○委員長（佐藤 武君） 議第2号についてほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、議第2号についても質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

それではただいまから本委員会に付託されました議第1号赤磐市職員定数条例の一部を改正する条例及び議第2号赤磐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の2件について採決したいと思います。

まず、議第1号赤磐市職員定数条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 武君） 起立全員であります。したがいまして、議第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第2号赤磐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 武君） 全員起立であります。したがいまして、議第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

次に、委員会の閉会中の継続審査及び調査について御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対して閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。それでは、このように申出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきまして委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告についてであります。委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

次に、その他に入ります。

その他で、委員さんまたは執行部から何かありましたら御発言をお願いいたします。

それじゃあ、先に執行部からその他御報告をお願いします。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） それでは、その他の案件につきまして、総務部からの御報告でございます。

総務部資料の2ページを御覧ください。

レディオモモの赤磐中継局の開局1周年を記念いたしまして、特別番組を放送いたします。日時が令和3年3月7日日曜日、13時から15時までの2時間の生放送でございます。熊山英国庭園で臨時の放送ブースを構えまして放送いたしますが、昨今のコロナの状況によりまして、無観客で行うこととしております。あかいわ広報、ごめんなさい、ここには観光大使と書いておりますが、広報大使の誤りでございます。あかいわ広報大使のこいち、海老瀬はなさんのほか、市民パーソナリティーとして赤磐地域おこし協力隊、赤磐市内の小中学生などに出演を調整させていただいているところでございます。3ページ目には企画書を添付しておりますの

で、参考に御覧ください。

なお、もう1件、資料はございませんが、前回、FMラジオ、一般への貸出しをさせていただきました。200台応募がありまして、ラジオの配布を1月末までで終えたところです。が、数名の方が取りに来られておりませんで、こちらから今連絡を取っているところです。実は辞退しますと、一旦応募はしたけれども、やっぱり要りませんと言われる方が数名おられます。その後も、実は期限が過ぎてから気がついたので、ラジオが欲しいんだけどと言われる方も一方ではおられます。ですので、改めて、僅か数台にはなってしまいますが、3月下旬に発行される4月号広報で、再度数名の対象にはなりますが募集をかけさせていただいて、4月上旬での募集期間を設けて再度募集をかけさせていただきたいと思っておりますので、そのことも御了解いただけたらと思います。

総務部からは以上です。

○税務課長（光田尚人君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 税務課長。

○税務課長（光田尚人君） その他で、税務課から、令和3年度税制改正の予定についてでございます。資料はございません。

主な内容として、財務部資料のその他の表でございます。国のほうで審議をされております1から3の改正を予定しております。これらにつきましては、今後市のほうに下りてまいりましたら、3月31日専決処分の上、4月1日施行、そして4月の臨時会において承認をいただく予定でございます。

税務課からは以上でございます。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 檜原課長。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 警防課から事業の進捗状況を説明させていただきます。

消防本部資料を御覧ください。

昨年6月議会にて、議決後に契約いたしましたポンプ自動車の更新事業が完了しましたので報告いたします。予定どおり先月1月28日に納車がございまして、その後、検査、検収と積載機器の整備並びに運用訓練を経て、2月10日に本署へ配備し、運用を開始しております。車両の諸元は下記のとおりでございます。御覧いただけたらと思います。

続きまして、消防総務課から、消防団イベントテント整備事業について報告いたします。

財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、整備したものでございます。従前のテントはスチール製の鉄骨で、重量もあり、訓練や現場活動の折、搬送に際してもテントを展張する際にも人出が必要でございましたが、このテントはアルミ製で、搬送も楽で、1人でも設置が可能のため、訓練会場や災害現場でも使用でき、消防団員の疲労軽減のため活用が期待されます。

続きまして、予防課から報告いたします。

予防課でも、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用しまして、煙体験ハウスを整備しております。この煙体験ハウスは、体に無害の煙をビニールハウスの中で発生させ、迷路状になった内部を通り、避難を疑似体験させるものでございます。保育所や幼稚園、小学校の署見学や避難訓練の折に使用し、1人でも多くの人に煙の恐ろしさを体験してもらい、火災等で発生する煙による逃げ遅れで命を落とすことのないよう啓発に活用が期待されております。

資料にはございませんが、赤磐市消防操法訓練大会についてお知らせをいたします。

令和3年3月14日に予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延のため開催を延期いたしました。新型コロナが鎮静を迎えましたら、開催の御案内を差し上げますので、ぜひとも御来場いただき、選手にエールをよろしく願います。簡単でございますが、進捗並びにお知らせでございました。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。執行部からの報告事項について、特にお尋ねになりたいことがあればお願いします。

○委員（北川勝義君） ちょっといいですか。

○委員長（佐藤 武君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 1個忘れとって、聞き漏らしたんじゃないけど、前のときに。この消防本部へ新しく入れたポンプ自動車の前の分じゃな、あれはどこへ行ったのかな。どうなったんか。ちょっと分かったらもう一度教えてください。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 檜原課長。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 昨年度、本署に配備してございます。

以上でございます。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） ほんなら、この新しいのが1台増えたという考えでええんかな。それとも、まだ検査があるから置いとって、検査が終わったら処理するという、どんなんですか、どういうことですか。何台あるのか。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 檜原課長。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 更新の車両でございます。増えてはございません。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 廃車にしたということか。

檜原課長。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 古いほうの車両は下取り、廃車になってございます。

○委員長（佐藤 武君） ほかにないですか。

じゃあ、委員のほうから何かありますか。

○委員（永徳省二君） ちょっといいですか。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 令和元年10月に、県から赤磐市に説明があった浸水想定2.2メートルの件で質問をいたします。

議会で訂正があったんですけど、この2.2メートルの浸水想定は、令和元年10月に、県から赤磐市に説明があって、翌年令和2年度、恐らく2月ぐらいにほぼここにいらっしゃる全員に水平展開されたっていうふうに議会で答弁されましたけれども、財務部が令和2年7月14日付で、この総務文教常任委員会が出された資料には、2.2メートルっていうのが全くこれ書いてないんですけど、これ要は、すいません、うその情報を我々に流されたのかどうか、もう一度確認です。

○管財課長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 戸川課長。

○管財課長（戸川邦彦君） 現在の庁舎の整備計画に対しましては、基本的には地域防災計画に基づき整備計画を策定しているところでございます。ただ、先ほど永徳委員が言われたとおり、その想定最大規模降雨の想定も考慮した上で、1階部分の浸水対策も考慮し、基本的には災害対策本部、防災無線室などは2階に設けると、1階部分の浸水があっても建物としての機能が失われないように、なおかつ1階部分の浸水は想定しておりますが、建物としての復旧が早急に行えるように計画をさせていただいているものでございます。

なお、その想定最大規模降雨の浸水に関しましては、被災時には人命が失われないよう、迅速かつ安全な避難を促し、避難者の安全、命を守ることが最優先と考えて事業計画を行うものとしております。

以上です。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） すいません、もう1回言いますね。令和2年7月14日付で出された資料のハザードマップ、皆さんこれで大体50センチって言われたんですけど、県は2.2メートルって言ってますよね。ハザードマップにダブルスタンダードがあるんですか。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） ハザードマップのダブルスタンダードとおっしゃいました

が、いわゆる計画規模というものと、それから想定最大規模というもので、2種類想定がございます。岡山県も2種類で指定をされております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） すいません、よく分からない。もう1点聞きます。

くらし安全課長に聞きます。議場で、市長が、こういう2.2メートルっていうのは1,000年に1度っていうふうに答弁されたんですけど、くらし安全課長、県から説明があったときに、これ1,000年に1度の洪水ですよというふうに説明を受けられましたかどうか、お答えください。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 想定最大規模は、おおむね1,000年に1度程度だということとで定義はされております。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、市長が言ったことは正しくて、これ1,000年に1度しか起きないことが、県の想定ハザードマップとして出ているというふうに理解してよろしいんですね。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 想定最大規模の降雨っていうのは、1,000年に1度程度の確率ですが、確率論にはなりますが、程度の想定だということで御理解ください。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 一応、私、忠告というか言っときますね。こんなこと1,000年に一遍じゃないですよ。毎年どっかで起きますよ。数年前には真備であったでしょう。毎年起きますよ。1,000年に1度じゃないですから。言っときますね。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員の思いは思いということで、よろしいですかもう。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（佐藤 武君） それでは、その他については以上で終わりますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたしたいと思います。閉会に当たりまして、前田副市長より御挨拶をお願いします。

前田副市長。

○副市長（前田正之君） 本日は、大変お忙しい中、総務常任委員会をお開きいただき、提出

いたしております2議案につきまして慎重に御審査をいただきましてありがとうございます。
また、その他の報告等ではいろいろな御意見をいただきました。今後、そういった御意見を反映しながら業務を推進していきたいと思っております。大変お忙しい中、本日はありがとうございました。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございました。

これで本日の委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時38分 閉会